

共通番号制度の仕組み等に関する質問書

2013年5月24日「番号法」（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）とその関連法案が成立しました。私たちは住基ネットに対し、コードとカードにより国民管理する国民総背番号制につながるものとして反対してきました。政府は、住基ネットはデータマッチングを行わず国民総背番号制度ではない、と説明してきましたが、今回の番号制度は住基ネットを基にデータマッチングを推進するとともに、カードを全住民登録者に送付して本人確認での使用を必須とするなど、私たちの危惧が現実のものになろうとしています。

しかし国会審議においてこれらの問題点は掘り下げられず、また費用対効果や具体的な利便性、番号システムの内容なども明らかにされないままでした。私たちは2012年10月29日に共通番号制度に関する質問書を提出し11月12日付けで回答をいただきましたが、その後の国会審議をへてもこれらの疑問と「懸念」は深まるばかりです。

国会審議においても、各会派から実施に向けて情報公開と国民の理解を得る必要が指摘されています。とくにシステムについては、どこまでが確定した内容なのか不明確なまま「イメージ図」的なものをもとに答弁されており、検討もできない状態です。

そこでおもに番号制度の仕組みについて、何が確定している内容なのか質問しますので、説明をお願いします。

なお質問と回答は、私たちのサイトにおいて公開する予定です。また内閣官房のサイトによくある質問（FAQ）コーナーが設けられていますが、私たちの質問と回答をこのコーナーに掲載することも希望します。

1. 個人番号の付番について

（1）「番号（マイナンバー）」と「符号」の規定について

番号法第2条第5項は「個人番号」について、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものと定義し、「番号（マイナンバー）」と「符号」を区別せず、情報連携に「番号（マイナンバー）」を使わないということをも明記していない。

私たちの質問に対し内閣官房は「情報連携のための情報提供ネットワークシステムのシステム上の機能要件や実装方式については法律事項ではなく技術的事項であるため、マイナンバー法案には明記しておりません。」と回答している。

情報連携（データマッチング）をどのように行うのかは番号制度の核心であり、住基ネット最高裁判決でもデータマッチングが憲法判断の重要な要素とされ、「番号（マイナンバー）」を情報連携の手段として直接用いないことは個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体を存在させないという合憲性を担保するため、と説明してきた。

法的な規定がないことにより、将来単一の番号を使用したフラットな情報連携も可能になることを私たちは危惧している。今後、「番号（マイナンバー）」によって情報連携しないことを法的にどのように担保するのか。

（２）「符号」の生成と管理方法について

国会審議では住民票コードと「番号（マイナンバー）」および「符号」の関係について、どちらも不可逆関数で生成し対照テーブルで管理すると説明している（衆議院内閣委員会2013年4月3日）。

しかしいままで使用されてきた説明資料（情報連携基盤技術ワーキンググループ第2回資料2 番号制度番号連携イメージ）では、住民票コードと番号（マイナンバー）は不可逆関数で生成し対照表で管理するが、住民票コードと符号の関係は可逆関数でその都度変換し対照表はつかわない、としていた。

その後「情報連携基盤技術WG（ワーキンググループ）中間とりまとめ」（2011年（平成23年）7月28日）では、可逆暗号方式により生成する方法と、不可逆関数で生成しコード変換テーブル方式で管理する方法の2案が示された。また「符号」を何から生成するかについて、住民票コードを変換する方法と「番号（マイナンバー）」を変換する方法の2案が示された。しかしいずれもその検討結果は明らかにされていない。

どの方式で生成・管理することを決定したのか、以下の点を説明されたい。

ア。「符号」は住民票コードから生成するのか、「番号（マイナンバー）」から生成するのか。

イ。「符号」は住民票コードから可逆暗号方式でその都度生成するのか、コード変換テーブル方式で管理するのか。

ウ。「符号」の生成はどの機関が行うのか。

エ。コード変換テーブル方式の場合、住民票コードと「符号」の対照テーブルは誰が管理するのか。

オ。コード変換テーブル方式の場合、「符号」と各情報保有機関ごとに付番される符号（「番号制度における情報提供のイメージ」図で符号A、符号B・・・と説明されているもの）の対照表は、誰が管理するのか。

（３）住民票コードを変更した場合の個人番号の変更について

住民票コードは、理由を問わず申請があれば変更ができることになっている。一方、番号については、住民票コードが変更されても紐づけしている対応関係を持つテーブルの住民票コードの部分を変えれば済むので番号と住民票コードとの一対一の対応関係は変わらず、「番号（マイナンバー）」の変更は不要と説明されている（衆議院内閣委員会2013年4月3日）。

ア。この場合、対応関係の変更履歴を管理するのか。

イ。「符号」が可逆関数でその都度住民票コードから生成される方式の場合、対応テーブルはなく、住民票コードを変更すると「符号」も変化し、すべての情報保有機関用の符号を一斉且つ直ちに変更する必要が生じるのではないか。

（４）個人番号の変更が認められる場合について

国会審議では、個人番号を含む特定個人情報がネットなどに流出した場合や個人番号カード・通

知カードをなくしたときには「番号(マイナンバー)」の変更が認められると説明されている(衆議院内閣委員会2013年4月26日)。

ア. 上記以外に「番号(マイナンバー)」の変更が認められる場合を示されたい。

イ. 「符号」についてもコード変換テーブル方式を採用する場合、その情報が漏洩するとすべての符号を別の値に変更する必要があると指摘されている(情報連携基盤技術WG事務局「情報連携基盤の構築に当たっての論点整理」2011年(平成23年)6月7日)。「符号」の変更が行われる場合を示されたい。また本人が不正利用の疑いを持ち「符号」の変更を申請することは可能か。可能な場合、どこで手続きを行うのか、明らかにされたい。

(5) 「番号(マイナンバー)」を変更した場合の利用機関への伝達について

国会審議において情報提供ネットワークシステムを所管する総務大臣は、次のように説明をしている(参議院総務委員会2013年5月21日)。

個人番号が変更されたときは、市町村が変更された個人番号を住民基本台帳に記録し、住基ネットによって都道府県知事と機構(地方公共団体情報システム機構)に通知され、保存されている情報が更新される。個人番号を利用する行政機関は個人から申請があった時点で、機構に対して住基ネットを通じて当該の個人番号の確認を行い、変更された番号で確認されるので、一度番号を変えれば、今度は次の行政機関が何か手続きをするときは確認に行く機構の番号が変わっており、その他の役所に一々連絡する必要はない。

また大臣政務官は、民間事業者の場合は変更をした本人から申告を受けて事業者が納税等の際に新しい番号で提出する、と説明している。

この説明について、以下の疑問に回答されたい。

ア. 職権で番号変更がされ本人への通知が届かなかった場合、本人は番号の変更を知らず、自ら申告することができないのではないか。

イ. 職権で変更され本人に変更通知されても、「個人番号カード」を所持しその変更手続きをしていない場合、申請窓口では番号の変更を把握せずに手続きをすることにならないか。

ウ. ア、イのような事態を避けるためには、官民間問わずに申請の際に必ずその都度住基ネットに照会し確認することが必要にならないか。

エ. 住基ネットに照会する場合、「番号(マイナンバー)」が変更され、さらに住所・氏名も異動があった場合、どうやって同一人であると確認するのか。

オ. 本人からの申請等が行われない場合、変更前の「番号(マイナンバー)」が変更されないまま利用機関に記録され続けることになるのか。

カ. 国会で説明されたのは「番号(マイナンバー)」の変更についてだったが、「符号」が変更された場合の利用機関への伝達はどのように行われるのか。

キ. 以上を含めて、個人番号変更時の伝達についての説明はきわめて不明確であり、改めて「番号(マイナンバー)」と「符号」それぞれが変更された際の変更情報伝達の仕組みを明確にされたい。

(6) 住民票がない人、住民登録と異なる居所の人への対応について

番号制度は住基ネットを基礎として運営されるため、住民登録をしていない(できない)人を把

握できず、住民登録地と異なるところに居住する人について正確な対応ができないシステムになっている。

居所を喪失し住民登録がない人や、施設入所や災害からの避難、DV（ドメスティックバイオレンス）から避けるため等で居所に住民登録ができない人は少なくない。住基ネット稼働以前から住民登録がない人や、2012年7月の外国人管理制度の変更により外国人登録はあったが住民基本台帳が作成されなかった人などには、住民票コードも付番されていない。しかしこれらの人も社会保障サービスの給付対象である。

「番号制度は、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段」（社会保障・税番号大綱6ページ）」とされているため、これらの「真に手を差し伸べるべき者」へサービス提供が困難になることが危惧される。

国会審議で担当大臣は、住民登録地と居住地が異なる人への番号通知について「実態に合った届出を出してもらうよう説明をして、住民基本台帳の記録が正確に行われることが必要だ」と答弁するのみで、なんら対応策を示していない（参議院内閣委員会2013年5月21日）。

ア. 実態に合った届出ができない人に対して、どのようにサービス提供を保障するのか。

イ. 2012年10月の私たちの質問に対して内閣官房は、「社会保障・税番号制度は、その導入により、現状で適法に行政サービスを利用している方々が行政サービスの提供を受けられなくなるものではありません。」と回答しているが、これら住民登録のない人、異なる所で生活せざるをえない人を、「適法」ではない人とみているのか。

ウ. 同じく2012年10月の質問に対し、「住民登録のない人に対する行政サービスの提供の在り方については、番号制度の導入の是非とは切り離して個別具体的な事例に即して解決していくべき問題であると認識しています。」と回答しているが、番号制度が実施段階にはいった現時点で、どのような解決をしようとしているのか。

2. 情報連携について

（1）確定している情報連携の仕組みについて

情報連携の仕組みについては、2011年（平成23年）7月28日の「情報連携基盤技術WG中間とりまとめ」で「概念設計のフェーズであり、その中の骨格を検討している段階」のものが公表されて以降、イメージ図のような資料しか示されていない。そのため国会審議においても、事務担当者がその時点で想定している内容を説明したにすぎなかった。

ア. 現時点で確定している情報連携の仕組みについて、明らかにされたい。

イ. システム構築の調達においても、説明資料は入札希望者等にしか情報提供されない場合が多い。なぜ広く住民に理解を求めるための情報公開を積極的に行わないのか。

（2）情報連携用の識別子について

「情報連携基盤技術WG中間とりまとめ」では情報連携用の識別子として何をを用いるかについて次の5つの案があげられ、その後の検討結果は明らかにされていない。どの識別子を用いるのか、その理由とともに明らかにされたい。

案1 「番号」を用いた情報連携

案2 情報連携のためのシステム内部の符号（2種類）を可逆暗号方式で生成し、そのうちの1種

類の符号（リンクコード）を情報保有機関が保有する情報連携

案3 情報連携のためのシステム内部の符号（2種類）をコード変換テーブル方式で生成し、そのうちの1種類の符号（リンクコード）を情報保有機関が保有する情報連携

案4 情報連携のためのシステム内部の符号（2種類）をコード変換テーブル方式で生成し、情報保有機関が保有する情報と「番号」との紐付けがされるか否かに応じて、2種類の符号のうち1つを情報保有機関が保有する情報連携

案5 情報連携のためのシステム内部の符号（1種類）を生成し、当該符号（リンクコード）を情報保有機関が保有する情報連携

（3）照会元と照会先の情報保有機関間の個人情報データの提供方式について

送受信方式について「情報連携基盤技術WG中間とりまとめ」では、情報連携基盤を介して送受信を行う方式（ゲートウェイ方式）と、各情報保有機関同士で直接送受信する方式（アクセストークン方式）の2案が示され、その検討結果は公表されていない。

国会審議では、アクセストークン方式を前提とした答弁がされている。また総務省の「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の調達仕様書」（2013年（平成25年）6月）もアクセストークン方式を想定している（21ページ）。

ア. 送受信方式について、いずれの方法によるのか、確定している方法を説明されたい。

イ. アクセストークン方式は、情報提供ネットワークシステムを介さずに個人情報が提供されるため、ゲートウェイ方式にくらべ「情報連携に係る行政機関の監視が不十分」になると指摘されている（「情報連携基盤の構築に当たっての論点整理」）。アクセストークン方式を採用する場合、実際に提供された個人情報の内容をどのように把握・確認するのか。

（4）情報提供依頼の正当性の確認について

情報照会機関からの情報提供依頼を受けた場合、その依頼が正当なものであるか否かを誰がどのように判断・決定するのか、その仕組みを説明されたい。

その際、情報提供機関は、情報照会機関から提供を依頼される情報の正当性をどこまで判断する権限を有しているか、あわせて説明されたい。

（5）連携の際の本人同意について

国会審議で、国民の申請があるなしにかかわらず自分の知らないところで法の条文に従ってデータがやり取りされ、それが正しいかどうかは分からない、との指摘に対して、情報提供ネットワークシステムを所管する総務大臣は「行政上の申請がないものに関して行政機関が勝手に個人のデータを見ることはございません。・・・あくまで本人の申請に基づいて、必要性に応じて見に行くということはあり得る・・・。本人の知らないうちに勝手に行政間で何かを調べるとか、そういったことはこれは許されていないと、このように私認識しております。」と答弁している（参議院総務委員会2013年5月21日）。

ア. 本人の申請がないところで、情報提供ネットワークシステムを介した行政間の情報照会・提供がされることはない、というこの答弁は事実か。

イ. この答弁の根拠となっている法律の条文を教示されたい。

ウ。「番号制度の導入について、原則として本人同意を前提としない仕組みとする」（「社会保障・税番号大綱」20ページ）とされてきたが、本人の申請行為が前提であれば、その際に本人の同意を確認することは可能ではないか。

（6）ひも付けの正確性の確認について

番号制度は、情報保有機関が「番号（マイナンバー）」と「符号」を正しく機関毎の利用者番号と突合しひも付けすることを前提としている。税・社会保障で誤ったひも付けがされれば、大きな被害が生じる。このひも付けは住所・氏名・性別・生年月日の基本4情報の照合により行い、そのため情報保有機関は住基ネットから提供される基本4情報と保有機関が管理する4情報を常に一致させることが求められている（「情報連携基盤技術WG中間とりまとめ」）。

この初期突合について国会審議では、ひも付けはそれぞれの行政機関が第一義的に責任を持ち、そのひも付けに疑義がある場合には、特定個人情報保護委員会が権限を行使する、と説明されている（参議院総務委員会2013年5月21日）。

しかし2006年から年金現況届を廃止するため基礎年金番号と住民票コードを照合した際には、当初2割約600万人が不一致でひも付けができず、その後7年かかって努力をしても未だに1.1パーセント、40万人以上がひも付けできていないと報告されている（衆議院内閣委員会2013年4月24日）。基本4情報は各機関でそれぞれ管理され誤りもあり、表記も一致していない。基本4情報を提供する住基ネット側でも、最新4情報で一致させる努力をしてもなお突合しない場合があり、結局は利用者に確認や変更申請を求めるしかないことが指摘されている（住基ネット調査委員会「中間論点整理」2011年（平成23年）6月30日）。

ア. 大臣政務官は、ひも付けに誤りが無いことを「納税や社会保障がうまくいかないことで分かる」（参議院総務委員会2013年5月21日）と説明しているが、本人が気づかない場合、年金記録問題と同様に誤った処理が続くことになるのか。

イ. 住基ネットと情報提供ネットワークシステムを所管する総務大臣は、同一人であることの確認は「カードで照合する」「住基ネットの基礎番号でやる」と説明している（参議院総務委員会2013年5月21日）。

しかし、カードで確認できるのは窓口での本人確認であり、ひも付けの正確性ではないのではないか。

また初期突合を「住基ネットの基礎番号（住民票コード?）」で行うというのは、従来の説明と異なるが事実か。仮に住民票コードで突合することが事実とすると、現在住民票コードを記録しているデータベースは「個人情報ファイル簿」では恩給、司法試験、援護年金、年金の住基情報ファイルだけとされているが、他の機関でも記録しているのか。

「番号（マイナンバー）」と「符号」と利用者番号の突合・ひも付けをどのように行うのか、明らかにされたい。

（7）「番号（マイナンバー）」を使用しない事務での情報連携の法的規制

国会審議に提出された政府の情報連携イメージ図では、「情報照会・提供機関B」で個人番号（マイナンバー）を付番しない情報連携が示されている。これについて政府参考人は、「将来のことも含めた、こういうふうなことができるのではないか」というもののイメージでございまして、現行の法

案につきましては、個人番号のない者が情報ネットワークシステムを利用することはできないことになっております。」と述べ、医療の身体情報に別番号を使うことを例に「Bのパターンは、今の番号制度を広げる場合に、同じ個人番号を使わずに別の番号を使った場合でも、一対一の対応関係さえつければ情報ネットワークシステムは使えますので、そういう場合のことを想定したもの」と説明している（衆議院内閣委員会2013年4月3日）。

- ア. 番号法の別表第二には、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を提供できる事務が列挙されているが、政府参考人の説明にある個人番号とは、番号（マイナンバー）を指しているのか、それとも符号を含むものか。
- イ. 符号も含むとした場合、政府参考人の説明は、符号をつかわずに情報提供ネットワークシステムを使用する場所があるということか。
- ウ. 別表第二が「番号（マイナンバー）」を使用する事務を指す場合、「番号（マイナンバー）」を使用しない事務で情報連携する場合は、法的にはどのように規制されるのか。
- エ. 以上と関連して、番号法第3条第4項では、行政機関等が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならないとしているが、この「特定個人情報以外の情報の授受」とは何か、説明されたい。
- オ. 2013年8月27日に内閣官房がサイトに公表した「社会保障・税番号制度について」のイメージ図（14ページ）では、この「番号（マイナンバー）」を付番しない情報連携が削除されているが、削除した理由は何か。

3. 個人番号カード・通知カードについて

（1）なりすまし犯罪対策について

国会審議では、すでに共通番号を利用しているアメリカ等でなりすまし犯罪が多発していることを政府も認め、その主な原因について「写真のないペラペラのカードで本人確認していること」と「利用制限がされずに利用が広範囲にわたっていること」と答弁し、その対策として今回の番号制度では顔写真付きの「個人番号カード」か、「通知カード」を顔写真付きの身分証明書と併用することで本人確認を義務づけるとしている。

しかしレンタル店など民間で本人確認に利用する際は、顔写真のない「通知カード」のみで本人確認することも予想され、そうするとアメリカ等と同様になりすまし犯罪の原因になるのではないか。

（2）「通知カード」の送付について

- ア. 送付は郵送で行うと説明されているが、それは個人単位か、世帯単位か。郵送はどのような方法（普通郵便、書留など）で行うのか
- イ. 通知カードを本人が受け取ったことを、どのように確認するのか
- ウ. 機構から一斉に送付することを想定しているようだが、DV被害者など住民票を動かさずに居所を変更している人に、どう送付するのか
- エ. 通知カードには有効期間を定めるのか
- オ. 有効期間を定める場合、その期間経過後は「個人番号カード」の交付を受けなければ本人確認できなくなるのか。再度「通知カード」を取得できるのか

カ. 有効期間がない場合、一般に本人確認書類として利用できる期間は通常6か月とされているが、通知カードではどうなるのか

キ. 通知カードを紛失し、「個人番号カード」の交付を希望しない場合、通知カードを再発行するか

(3)「個人番号カード」について

ア. 券面への「性別」の表記について、第180国会提出法案では券面の記載事項になかったが、今回の法律で券面に表記するようにした理由は何か。

いま多くの行政機関では、性同一性障害に配慮し不要な性別表記を避ける改善がされているが、番号制度においては申請の際の本人確認が義務づけられ、その手段として「カード」の提示が必須となっている。性同一性障害にどのような配慮をするのか。

イ. 民間で身分証明として利用する場合について、店側がカードの提示を求めることは特定個人情報の収集・保管には該当せず合法だが、番号が記載された個人番号カードのコピーをとり保管することは収集・保管に該当し違法となる、と説明している(2012年10月の質問書に対する回答)。

番号のコピーを避けるため、国会審議ではカードの裏面に番号を記載する案が示されているが、裏面の不正利用防止を徹底することの困難を担当大臣も認めている(参議院内閣委員会2013年5月21日、5月23日)。

さらに「通知カード」が番号法で本人確認書類と位置づけられたため、民間でも簡易な本人確認の手段として利用されることが想定される。2013年8月27日に内閣官房がサイトに公表した「社会保障・税番号制度について」(10ページ)では、個人番号カードでは番号の裏面記載の可能性が示されているが、「通知カード」についてはその記載はなく表面に「番号(マイナンバー)」が記載されると思われ、民間での番号の収集・保管を防ぐことはできない。

「個人番号カード」「通知カード」の提示を求めることができるのは、番号法で「番号(マイナンバー)」の利用が認められた機関だけに限定すべきではないか。

ウ. 「個人番号カード」の交付は、「通知カード」通知に同封した申請書を利用し顔写真確認することで、市町村窓口にて1回来庁のみで行うことが予定されている。しかし住基カードの交付では5年間で約100件の不正ななりすまし取得が発生したことが国会審議で明らかにされている(衆議院内閣委員会2013年4月24日)。2010年に首都圏で大量発生した偽造運転免許証を利用したなりすまし取得事件では免許証を提示すれば即日交付する自治体が狙われ、また照会書を送付し持参させる方法でもなりすまし取得は発生している。

なりすまし取得を防止する交付方法を説明されたい。

また国の示した交付方法で交付したにもかかわらず不正に「個人番号カード」が交付され、その結果財産的被害が発生した場合、その賠償責任は国が負うのか、交付した市町村が負うのか、明らかにされたい。

エ. 住基カードをすでに取得している場合、個人番号カードは住基カードと交換で交付されるが、住基カードの市町村独自利用がされている場合、そのデータはどのように引き継がれるのか。

オ. 法定受託事務である「個人番号カード」の交付は、全市町村が地方公共団体情報システム機構に委託することを想定し、さらに交付作業は民間事業者に委託することが予定されている。個人番号カードには顔写真が必須のため、顔写真データが機構に提供される。

この顔写真データについて、災害時の本人確認のため役所が管理する可能性についての質問に対し、政府参考人は写真は基本的には市町村が保管しない仕組みを考えているが、将来的には本人の意思により保管することはあり得る、ただ強制的に全員保管するというのはまだちょっと時期尚早、と説明し、担当大臣は写真の保管に前向きな答弁をしている（参議院内閣委員会2013年5月23日）。

顔写真データは犯罪捜査などに利用されることが危惧される。個人番号カード発行システムと顔写真データ管理について、説明されたい。

（４）カード不所持と処罰について

カードを身分証明書として常に携帯することが求められ不携帯を罰することにならないか、との質問に対し、担当大臣は、所持しなければいけないとか不所持を罰するとかは全く考えていない、と答弁している（参議院内閣委員会2013年5月21日）。

しかし「社会保障・税番号大綱」では、「正当な理由なく、本人確認等義務、告知義務、告知要求制限、虚偽の告知の禁止に違反した場合について処罰する規定を社会保障又は税務の個別法上設けることを検討する。」（36ページ）とされていた。番号法では個人番号利用事務等実施者はカードにより本人確認することが義務づけられているため、就職、福祉的給付・年金受給などの申請、税金の申告などあらゆる手続きで提示が必要とされ、事実上常に携帯することが必要になり、提示しない場合「告知義務違反」とされる危険性は否定できない。

告知義務や虚偽の告知の禁止に違反した場合の処罰は、将来も全くないと理解してよいか。

4. マイポータルについて

（１）「IT弱者」対策について

番号法附則第6条第5項で、情報提供等記録開示システム（マイポータル）の設置と、年齢、身体的な条件その他の利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講じることが規定され、その方法として国会審議では政府参考人より法定代理人だけでなく任意代理人による自己情報の取得を認めることが説明されている（参議院内閣委員会2013年5月23日）。

しかし説明した政府参考人は、マイナンバーシンポジウムにおいて、マイポータルにおける代理について、自分の情報を全部見ることができてしまうというのは極めて危険度が高く、たとえば高齢者で成年後見により法的代理が発生し相続など利益相反が起こること、また親は子どもの法定代理人になるがドメスティックバイオレンスなどで子どもを連れて逃げている場合など、子どもの情報を得ることによって住所を引き出せることが考えられ、代理をする場合も具体的な場合に即応した高いセキュリティーや厳格な要件を設けざるを得ないと説明していた（2011年（平成23年）11月25日鳥取会場）。

指摘されている危険性を回避するために、どのような対策を検討したか、説明されたい。

（２）マイポータルのセキュリティーについて

国会審議においてマイポータルはインターネットとの接続口ができてしまうためにセキュリティーが一段落ちてしまうこと、他人が代わってログインして手続きをしてしまう危険があること、

公的個人認証が組み込まれた個人番号カードを成り済まして取得してアクセスされる危険があること、などを政府も認めている（衆議院内閣委員会2013年3月27日、4月3日、4月24日など）。

これらの問題に対する対策の必要が答弁されているが、どのような対策を考えているか、明らかにされたい。

（３）マイポータルで確認できるアクセス記録

マイポータルは、「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」の実現という番号制度の理念のために、情報提供等記録開示（自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能）、自己情報表示（行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能）を目的に設置されると説明されている。

開示される情報の項目と、提供利用状況がどこまで開示されるか、明らかにされたい。

（４）マイポータルに蓄積される情報

情報連携技術基盤WGの「中間とりまとめ」では、マイポータルに蓄積される情報について、
ア. すぐに表示できるように、事前に必要な情報を情報保有機関からマイポータルに収集して蓄積しておく方法

イ. マイポータルにできる限り情報を保有しないようにするため、ログイン後に情報保有機関から該当する情報を収集して表示させる方法

の2方法が検討されていた。

どちらの方法をとるのか、明らかにされたい。

（５）マイポータルのアクセス記録

マイポータルは個人のあらゆる特定個人情報を集約し閲覧できるようにする仕組みであり、これ自体がデータマッチングの仕組みとなっている。この仕組みを使って行政機関や警察などが特定の個人の情報をすべて一覧することは、不正・違法ではあるが可能ではないか。

個人情報保護ワーキンググループの検討において、マイポータルへの利用者のアクセスログは残さない設計を考えていると説明されており、それに対しては不正アクセスがあった場合にまったくログが残っていないことによって対応が難しくなる危険が指摘されている（個人情報保護WG第4回2011年4月1日）。

行政機関や警察がマイポータルへ不正・違法にアクセスしていないことを、どのようにシステム的に確認できるか。

※回答は、2013年9月27日までに、下記連絡先へメール若しくは郵送でお願いいたします。また回答についての質疑の場を設けていただくこともあわせお願いいたします。

（連絡先）〔省略〕